

医政発 0328 第 1 号  
職発 0328 第 1 号  
社援発 0328 第 1 号  
平成 25 年 3 月 28 日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生(支)局長  
都道府県労働局長

殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省職業安定局長  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」について

政府は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下「尼協定」という。 ) 及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「比協定」という。 ) に基づき入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、平成 23 年度までに入国したインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びに平成 24 年度までに入国したフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対して、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に 1 年間に限り滞在期間の延長を認めることとしている(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成 23 年 3 月 11 日閣議決定(別添 1。以下「平成 23 年閣議決定」という。 )、平成 25 年 2 月 26 日閣議決定(別添 2。以下「平成 25 年閣議決定」という。 ) を参照)。本特例措置は、協定外の枠組みにおいて、協定に規定する我が国の義務を超えて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を 1 回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

上記閣議決定による滞在期間の延長を認めるに当たっての条件に関し、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」(平成 23 年厚生労働省告示第 192 号。以下「特例尼指針」という。 ) 及び「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 190 号。以下「特例比指針」という。 ) では、平成 24 年度までに協定に基づく

滞在期間が満了した候補者について、滞在期間の延長を認める条件等を定めていたところである。

今般、平成 25 年度中に協定に基づく滞在期間が満了する候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めるべく、特例尼指針及び特例比指針を改正して平成 25 年閣議決定に基づき滞在期間の延長が認められる平成 22 年度に入国したインドネシア人看護師候補者及びフィリピン人看護師候補者並びに平成 23 年閣議決定に基づき滞在期間の延長が認められる平成 21 年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めることとしたところである（改正後の特例尼指針は別添 3、特例比指針は別添 4）。

今般の特例尼指針及び特例比指針の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので、ご了知願いたい。

なお、法務省により、特例尼指針及び特例比指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成 23 年法務省告示第 367 号）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成 24 年法務省告示第 159 号）（以下「法務省告示」という。）が、近日中に改正され、適用される予定である。

## 記

### 第一 特例看護師候補者について

#### 一 総論（特例尼指針及び特例比指針第一関係）

##### 1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人第三陣看護師候補者及び特例フィリピン人第二陣看護師候補者（以下「特例看護師候補者」という。）が、それぞれインドネシア及びフィリピンの看護師の資格を有していること、また、入国前においてインドネシア人看護師候補者については 2 年以上、フィリピン人看護師候補者については 3 年以上の看護業務の実務経験を積み、入国後においては 2 年を超える研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

##### 2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において雇用契約に基づいて就労・研修を行う特例看護師候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

### 二 特例受入れ機関における研修としての就労（特例尼指針及び特例比指針第二関係）

#### 1 特例看護師候補者の要件等（特例尼指針及び特例比指針第二の一の 1 関係）

(1) 特例受入れ機関と特例看護師候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第一において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

(2) 特例看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例看護師候補者は、平成 25 年度に実施される看護師国家試験（以下「平成 25 年度看護師試験」という。）までの期間は、平成 25 年度看護師試験に合格し、看護師資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成 25 年度看護師試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成 24 年度に実施された看護師国家試験の得点について

特例尼指針第二の一の 1 の (3) で準用する同 (1) 及び特例比指針第二の一の 1 の (2) で準用する同 (1) の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「第 102 回（平成 24 年度）看護師国家試験の必修問題の合格基準となる点と一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点との合計点の 5 割以上の得点」以上とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成 24 年度に実施された看護師国家試験（以下「平成 24 年度看護師試験」という。）の総得点（第 102 回看護師国家試験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計をいう。）が 100 点以上と決定したこと。

2. 特例受入れ施設の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の一の 2 関係）

(1) 「不正の行為」について

特例尼指針及び特例比指針第二の一の 2 の (1) で準用する協定指針第二の一の 3 の (7) の「不正の行為」については、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成 20 年 5 月 19 日付け医政発第 0519001 号、職発第 0519001 号、社援発第 0519001 号、老発第 0519004 号（最終改正平成 25 年 3 月 6 日付け医政発 0306 第 1 号、職発 0306 第 1 号、社援発 0306 第 2 号、老発 0306 第 1 号）。以下第一において「尼協定通知」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成 20 年 11 月 6 日付け医政発第 1106012 号、職発第 1106003、社援発第 1106004 号、老発第 1106007 号（最終改正平成 25 年 3 月 6 日付け医政発 0306 第 3 号、職発 0306 第 3 号、社援発 0306 第 4 号、老発 0306 第 3 号）。以下「比協定通知」という。）の記の第四と同様であること。

3. 研修の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の一の 3 関係）

(1) 「看護研修改善計画」について

① 看護研修改善計画の作成の基本について

特例尼指針及び特例比指針第二の一の3中の「看護研修改善計画」については、平成24年度看護師試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成25年度看護師試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-1号により作成するものであること。

② 看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、平成25年度看護師試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

(2) 特例看護師候補者が従事する業務について

特例看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 特例尼指針及び特例比指針第二の一の3の(3)の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号。以下「尼受入指針」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第509号。以下「比受入指針」という。）に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

② 特例尼指針及び特例比指針第二の一の2の(1)により準用する協定指針第二の一の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知及び比協定通知の記の第二の二の5(2)の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の一の4

## 関係)

特例尼指針及び特例比指針第二の一の4の労働契約の要件については、尼協定通知及び比協定通知の記の第三の一の2と同様であること。

## 5 その他

### (1) 特例看護師候補者としての滞在

特例看護師候補者の滞在は、特例看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

### (2) 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、協定通知の記の第二の二の2と同様であること。

### (3) 特例看護師候補者の不法就労の防止等

特例看護師候補者の不法就労の防止等については、協定通知の記の第六と同様であること。

### (4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。なお、特例看護師候補者は、特例受入れ機関が設立している病院以外の施設において就労することはできないこと。

## 三 看護師の資格取得後の就労（特例尼指針及び特例比指針第三の一関係）

特例看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

## 四 厚生労働省による確認（特例尼指針及び特例比指針第四の一関係）

### 1 厚生労働省による確認の概要

特例尼指針及び特例比指針第四の一において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び平成24年度看護師試験の得点（特例尼指針第二の一の1の（3）で準用する同（1）のロ及びハ及び特例比指針第二の一の1の（2）で準用する同（1）のロ及びハ）、受入れ機関が適切な研修を実施する意思（特例尼指針及び特例比指針第二の1の2の（2））及び受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（特例尼指針及び特例比指針第二の一の3の（1）から（3）まで）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

## 2 受入れ希望機関による確認依頼の様式

1の依頼については、許可希望者が特例フィリピン人第二陣看護師候補者である場合は平成25年4月12日(金)までに別紙様式第3-2号を、許可希望者が特例インドネシア人第三陣看護師候補者である場合は4月27日(金)までに別紙様式第3-1号を、当省職業安定局長及び医政局長に対し、別紙様式第2-1号を添付の上、提出することにより行うものであること。

## 第二 特例介護福祉士候補者について

### 一 総論(特例尼指針及び特例比指針第一関係)

#### 1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、平成23年閣議決定に基づき、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者(以下「特例介護福祉士候補者」という。)が、それぞれインドネシア及びフィリピン国内において一定の教育課程を経た上で、日本において3年を超える研修を通じて介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

#### 2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において労働契約に基づいて就労・研修を行う特例介護福祉士候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

### 二 特例受入れ機関における研修としての就労(特例尼指針及び特例比指針第二の二関係)

#### 1 特例介護福祉士候補者の要件等(特例尼指針及び特例比指針第二の二の1関係)

##### (1) 特例受入れ機関と特例介護福祉士候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例介護福祉士候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者(以下第二において「許可希望者」という。)と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

##### (2) 特例介護福祉士候補者としての在留許可後の活動について

特例介護福祉士候補者は、平成25年度に実施される介護福祉士国家試験(以下「平成25年度介護福祉士試験」という。)までの期間は、平成25年度介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成25年度介護福祉士試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成24年度に実施された介護福祉士国家試験の得点について

特例尼指針第二の二の1の(1)で準用する(1)及び特例比指針第二の二の1の(3)の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「平成24年度介護福祉士国家試験(筆記試験)の合格点の5割以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成24年度に実施された介護福祉士国家試験(以下「平成24年度介護福祉士試験」という。)の筆記試験の得点が35点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件(特例尼指針第二の二の2関係)

(1) 「不正の行為」について

特例尼指針及び特例比指針第二の二の2の(1)で準用する協定指針第二の二の3の(4)の「不正の行為」については、尼協定通知及び比協定通知の記の第四と同様であること。

3 研修の要件(特例尼指針及び特例比指針第二の二の3関係)

(1) 「介護研修改善計画」について

特例尼指針及び特例比指針第二の二の3中の「介護研修改善計画」については、平成24年度介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例介護福祉士候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成25年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-2号により作成すること。

(2) 特例介護福祉士候補者が従事する業務について

特例介護福祉士候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での介護福祉士資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 特例尼指針及び特例比指針第二の二の3の(3)の「研修責任者」は介護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼受入指針及び比受入指針

に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

- ② 特例尼指針及び特例比指針第二の二の二の(1)により準用する協定指針第二の二の三の(3)において「常勤の介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知及び比協定通知の記の第二の三の三の取扱いと同様で差し支えないこと。

#### 4 特例受入れ機関との労働契約の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の二の4関係）

特例尼指針及び特例比指針第二の二の4の労働契約の要件については、尼協定通知及び比協定通知の記の第三の一の2と同様であること。

#### 5 その他

##### (1) 特例介護福祉士候補者としての滞在

特例介護福祉士候補者の滞在は、特例介護福祉士候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

##### (2) 配置基準の取扱いについて

特例介護福祉士候補者は、就労を開始した日から6月を経過した介護福祉士候補者に該当するため、平成25年3月6日付け告示（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第36号）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第37号））に基づき、配置基準上の職員として算入することが可能であること。

##### (3) 特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等

特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知及び比協定通知の記の第六と同様であること。

##### (4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。なお、特例介護福祉士候補者は、特例受入れ機関が設立している介護施設以外の施設において就労することはできないこと。

#### 三 介護福祉士の資格取得後の就労（特例尼指針及び特例比指針第三の二関係）

特例介護福祉士候補者が介護福祉士の資格を取得したときは、協定に基づく介護福祉士としての滞在・就労が可能である。

#### 四 厚生労働省による確認（特例尼指針及び特例比指針第四の二関係）

## 1 厚生労働省による確認の概要

特例尼指針及び特例比指針第四の二において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省社会・援護局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び平成 24 年度介護福祉士試験の得点（特例尼指針及び特例比指針第二の二の 1 の（2）及び（3））、受入れ機関が適切な研修を実施する意思（特例尼指針及び特例比指針第二の二の 2 の（2））及び受入れ機関による介護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（特例尼指針及び特例比指針第二の二の 3 の（1）から（3）まで）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

## 2 受入れ希望機関による確認依頼の様式

1 の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者である場合は平成 25 年 8 月 30 日（金）までに別紙様式 3-3 を、許可希望者が特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者である場合には平成 25 年 4 月 12 日（金）までに別紙様式 3-4 を、当省職業安定局長及び社会・援護局長に対し、別紙様式第 2-2 号を添付の上、提出することにより行うものであること。

## 第三 受入れ調整機関による相談対応等（特例尼指針及び特例比指針第五関係）

特例尼指針及び特例比指針第五において、受入れ調整機関（社団法人国際厚生事業団）は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者（以下「特例候補者」という。）の入出国及び滞在に係る支援、特例候補者からの相談等に対する対応並びに特例受入れ機関に対する相談対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、協定に基づく枠組みの時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例候補者に関する情報管理等を行うとともに、協定に基づく枠組みの時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

## 第四 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

### 一 報告の様式について

特例尼指針及び特例比指針第五の一の 2 に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第 1 号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知及び比協定通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関に提出することにより行うこと。なお、協定通知様式第 2-1 別紙 1 については研修責任者が、協定通知様式第 2-2 別紙 2 については特例候補者が、それぞれ記入するものであること。

### 二 報告の提出時期について

特例尼指針及び特例比指針第五の一の二の（１）による在留資格変更時報告については、その雇用する特例候補者が法務省告示による在留資格変更の許可を受けた日から２週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針及び特例比指針第五の一の二の（２）による定期報告については、平成 26 年 1 月 1 日現在の特例受入れ施設の要件及び雇用契約の要件の遵守状況に関するものは平成 26 年 2 月 20 日までに、また、平成 25 年 10 月 1 日現在の研修の実施状況に関するものは平成 25 年 11 月 20 日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針及び特例比指針第五の一の二の（３）による随時報告については、イの特例候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から遅くとも 1 週間以内に、ロに該当する在留資格変更の報告にあつては許可を受けた日から 2 週間以内に、ニの特例候補者の平成 25 年度看護師試験及び介護福祉士試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から 2 週間以内に、ホの特例候補者の帰国に関するものは帰国日から 2 週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

### 在留資格変更時報告

{ 特例インドネシア人看護師候補者  
特例インドネシア人介護福祉士候補者  
特例フィリピン人看護師候補者  
特例フィリピン人介護福祉士候補者 } としての在留の許可を受けた者

氏名： \_\_\_\_\_

候補者番号： \_\_\_\_\_

社団法人国際厚生事業団 殿

当法人で雇用する上記の者が、

{ 特例インドネシア人看護師候補者  
特例インドネシア人介護福祉士候補者  
特例フィリピン人看護師候補者  
特例フィリピン人介護福祉士候補者 } としての在留の許可

を受けたので、その旨、報告します。

併せて、厚生労働省により要件に合致していると確認された、  
研修改善計画書（写）を別添のとおり添付します。

年 月 日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

担当者職氏名

連絡先電話番号

受入れ施設名称

受入れ施設住所

## 看護研修改善計画書

受入れ機関名： \_\_\_\_\_

受入れ施設名： \_\_\_\_\_

看護師候補者名： \_\_\_\_\_

## 1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

## 2. 研修方法

### (1) これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

項 目	これまでの研修方法とその評価 ・ 本人の到達度	今後の研修方法・学習計画
国 家 試 験 関 係		
そ の 他 (日本語関係等)		

(2) 学習時間を確保するための方策

	これまでの 学習時間	今後の学習時間 (予定)	学習時間を確保する方策
勤務日 (勤務時間内)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
勤務日 (勤務時間外)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
休日	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	

※学習時間を確保する方策については、当該様式にかかわらず、今後の学習時間がこれまでに比べて確保されることが確認できるものであれば、他様式による書類の提出でも可。

## 介護研修改善計画書

受入れ機関名： \_\_\_\_\_

受入れ施設名： \_\_\_\_\_

介護福祉士候補者名： \_\_\_\_\_

## 1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

## 2. これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

これまでの研修方法とその評価・本人の到達度	今後の研修方法・学習計画

平成 年 月 日

以上の介護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が平成25年度の介護福祉士国家試験に合格することを旨とするための研修体制を確保し、適切な研修を実施します。

受入れ機関名

---

受入れ機関代表者（署名）

---

以上の介護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、平成25年度の介護福祉士国家試験に合格することを旨として精励します。

介護福祉士候補者（氏名）

---

介護福祉士候補者（署名）

---

特例インドネシア人第3陣看護師候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿

厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成23年厚生労働省告示第192号）」の第四の一に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍

氏 名

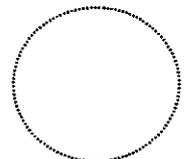
(候補者番号: )

生年月日

<添付書類>

看護研修改善計画書

第102回看護師国家試験成績通知書(写)



捨印

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

担当者

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :

## 特例フィリピン人第2陣看護師候補者

### 就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿  
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第190号）」の第四に基づき、確認を依頼します。

#### 記

#### 1. 看護師候補者

国 籍

氏 名

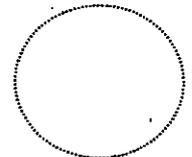
(候補者番号: )

生年月日

#### <添付書類>

看護研修改善計画書

第102回看護師国家試験成績通知書（写）



捨印

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

**担当者**

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :

特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿

厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成23年厚生労働省告示第192号）」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

記

1. 介護福祉士候補者

国 籍

氏 名

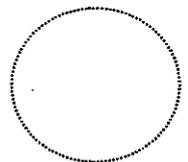
(候補者番号: )

生年月日

<添付書類>

介護研修改善計画書

第25回介護福祉士国家試験筆記試験の得点について(写)



平成 年 月 日

捨印

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

**担当者**

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :

# 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者

## 就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿  
厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第190号）」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

### 記

#### 1. 介護福祉士候補者

国 籍

氏 名

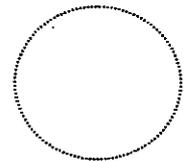
(候補者番号: )

生年月日

#### <添付書類>

介護研修改善計画書

第25回介護福祉士国家試験筆記試験の得点について(写)



平成 年 月 日

捨印

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

**担当者**

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :

平成 年 月 日

以上の看護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が平成25年度の看護師国家試験に合格することを目指すための研修体制を確保し、適切な研修を実施することを誓約する。

受入れ機関名 \_\_\_\_\_

受入れ機関代表者（署名） \_\_\_\_\_

以上の看護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、平成25年度の看護師国家試験に合格することを目指して精励することを誓約する。

看護師候補者（氏名） \_\_\_\_\_

看護師候補者（署名） \_\_\_\_\_